

払いきれない社会保険料 Q&A解説

Q6 預金口座が差し押さえられた

A 滞納者の実情をつかみ十分な配慮が必要

年金事務所が差し押さえを行う場合、国税通則法や国税徴収法、通達・通知を準用しています。

国税庁は各国税局に対して「徴収職員には大きな権限が与えられているが、その権限の行使は滞納者の生活や事業滞納者の実情等を考慮し、応接中の言動等にも十分配慮し、適正・適法に実施する」と指示しています（「滞納整理における留意事項について」＜通知＞平成13年6月1日）。

差し押さえをするのは「納付の誠意が全くない」などやむを得ない場合に限られるもので、生活や事業に支障をきたすような差し押さえには断固抗議し、解除を求めることが重要です。

Q7 差押禁止財産とは？

A 最低生活を保障し生存権を守るもの

国税徴収法では13項目の差押禁止財産（75条）や給与、年金は差し押さえる範囲が定められており（同76条、同77条）、その基礎となる金額を10万円、その他の親族1人につき4・5万円（国税徴収法施行令34条）としています。また、生活保護費や児童手当なども差し押さえが禁止されています（表2）。

差し押さえに禁止・制限が設けられているのは、憲法25条にうたわれた生存権を保障することが背景にあり、絶対に差し押さえることが許されないものです。

最近では、介護事業所に振り込まれる介護報酬が差し押さえられる事例が発生。民商では「介護報酬は9割以上が従業員の給与。全額差し押さえることはできない」と抗議し、差し押さえを解除させています。

さらに差し押さえ禁止財産であっても預金口座に振り込まれば「差し押さえるの禁止・制限は解かれた」という理屈で差し押さえを強行する事例も発生しています。しかし、児童手当が振り込まれた預金口座を鳥取県が差し押さえたのは「児童手当法の趣旨に反し違法」との判決が下されています（広島高裁判決2013年11月27日）。

表2 知っておきたい差押禁止財産

公的な保護・援護等として支給された金品（特別法による）

㊦高額療養費、傷病手当などの健康保険の保険給付（国保法67、健康保険法61）、生活保護金品（生活保護法58）、障害者自立支援給付（障害者総合支援法13）、児童福祉法に基づいて支給された金品（同法57条の5）、児童手当（児童手当法15）、児童扶養手当（児童扶養手当法24）、特別児童扶養手当（特別児童扶養手当支給法16・児童扶養手当法24）、養育医療費（母子保健法24）、後期高齢者医療給付（高齢者の医療の確保に関する法律62）、雇用保険給付（雇用保険法11）、介護保険給付（介護保険法25）

Q8 社会保険料は納めたが延滞金が残っている

A 滞納処分の執行停止を請願書などで要求しよう

納期限の翌日から3カ月を超える期間の延滞金の利率（割合）は原則14・6%ですが、特例が設けられて9%になっています。それでも市場の金利と比べて延滞金の利率は低いとはいえ、重い負担になっています（「換価の猶予」等が認められれば1・7%に）。

国税では納付の誠意を示して新たに発生する税金を納期限までに納め、滞納税金を長期間にわたって毎月、分納を続けて完納した場合、延滞税について「滞納処分の執行停止」が適用され、納税義務が消滅する場合があります。

「滞納処分の執行停止」の要件は財産がないとき、生活を著しく窮迫させる恐れがあるときなどです。

厚生労働省は全商連の要請に対して延滞金について「法律的にできないことはない。今後検討する」（7月6日）と答えていますので請願書などで「滞納処分の執行停止」を大いに求めましょう。